

社会福祉法人慈恵会 役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人慈恵会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条に基づき、役員（理事・理事長・監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」とする）に関し、必要な事項を定める。

(役員等の報酬の算定方法と支給)

第2条 役員等に対する報酬の額は、別表1に定める額を支給する。なお、役員等が職員と兼務の場合は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、監査、評議員会等に出席したとき、職務により出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。なお、役員等が職員と兼務の場合は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月22日から施行する。

別表1 (役員等の報酬)

役職名	報酬の額
評議員	日額 5,700円 (評議員会等への出席)
監 事	日額 5,700円 (監事監査等への出席)
理 事	日額 5,700円 (理事会等会議への出席)